

4. 河川整備の目標に関する事項

4.1 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

4.1.1 目標設定の背景

江^{ごう}の川^{のかわ}は、昭和 28 年(1953 年)から直轄事業として改修を進めてきましたが、昭和 47 年(1972 年)7 月に発生した大洪水は、流域全域にわたり大きな被害をもたらしました。特に三川合流部では堤防の決壊をともなった激甚な災害に見舞われ戦後最大の被害となりました。これを契機として、昭和 48 年(1973 年)に工事实施基本計画を改定し、堤防及び護岸の整備、灰塚ダム^{はいづか}の建設、内水対策等の治水事業を実施してきましたが、その整備水準は未だ十分とは言えません。

現在においても、戦後最大の被害をもたらした昭和 47 年(1972 年)7 月洪水や平成 30 年(2018 年)7 月洪水、令和 2 年(2020 年)7 月洪水、令和 3 年(2021 年)8 月洪水が再び発生した場合には、流下断面不足により堤防の決壊や、越水することが予想されます。

一方、平成 23 年(2011 年)3 月に発生した東北地方太平洋沖地震では、東北地方から関東地方の広範囲にわたって液状化等により河川管理施設が被災しました。また、津波の河川遡上による堤防からの越流等に伴って堤防の決壊や水門等の河川管理施設が被災しました。現在、日本海側における巨大地震や津波等については、各機関が調査研究を進めていますが、新たな知見が得られた場合は、迅速に対応を進めていく必要があります。

このため、基本理念に掲げた『安全・安心な暮らしの推進』するために、利水及び環境との調和を図り、上下流及び本支川の治水バランス等を踏まえた治水対策を計画的に実施していくことが必要となっています。

4.1.2 整備の目標

(1) 施設整備による災害の発生防止

洪水対策については、過去の水害の発生状況、流域の重要度、これまでの整備状況等を総合的に勘案し、河川整備基本方針に定めた目標に向けて、上下流及び本支川の治水安全度バランスも確保しつつ段階的かつ着実に河川整備を実施し、災害の発生防止又は軽減を図ります。

本計画では、江^{ごう}の川^{のかわ}及び馬洗川^{ばせんがわ}においては戦後最大の被害をもたらした昭和 47 年(1972 年)7 月洪水と同規模の洪水を目標として、外水氾濫による家屋の浸水被害防止を図ります。さらに、今回の見直しによって、江^{ごう}の川^{のかわ}上流部(主要な地点栗屋^{あわや}より上流)においては令和 3 年(2021 年)8 月洪水と同規模の洪水を目標として、外水氾濫による家屋^{さいじょうがわ}の浸水被害の防止を図ります。また、西城川は戦後第 2 位の洪水である昭和 58 年(1983 年)7 月洪水と同規模の洪水を目標として、外水氾濫による家屋の浸水被害防止を図ります。

4. 河川整備の目標に関する事項

表 4.1.1 施設整備により達成される流量

河川	地点	洪水調節前の流量 m ³ /s	既設ダムによる洪水調節流量 m ³ /s	河道の整備で対応する流量 m ³ /s
江の川	江津	11,100	700	10,400
	川本	10,100	700	9,400
	尾関山	7,800	1,000	6,800
	栗屋	2,200	350	1,850
	吉田	1,400	400	1,000
馬洗川	南畑敷	2,800	500	2,300
西城川	三次	2,300	0	2,300

※「施設の整備により達成される流量」とは、本計画に定める河川整備を実施することで、家屋の浸水被害の防止を図ることが可能となる流量

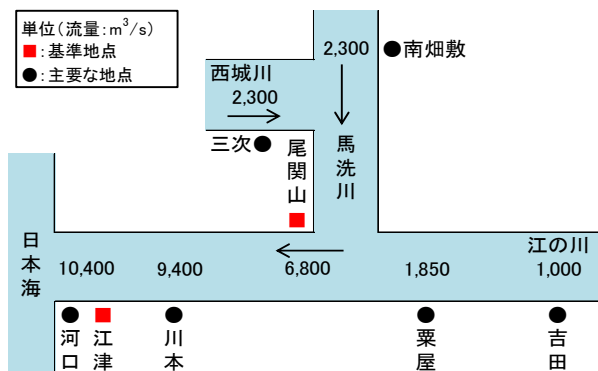


図 4.1.1 施設整備により達成される流量

(2) 施設の能力を上回る洪水等への対応

近年の計画規模を上回る洪水や全国各地で発生している甚大な洪水被害に鑑み、流域全体のあらゆる関係者と協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」に取り組みます。

流域治水の取組においては、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進めるグリーンインフラの考えを踏まえるものとします。

計画規模を上回る洪水や整備途上において施設能力を上回る洪水等が発生した場合において、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減することを目標とし、施設の運用、構造、整備手順等の工夫を図ります。

想定し得る最大規模の外力までの様々な外力に対する災害リスク情報と危機感を地域社会と共有し、関係機関と連携して、的確な避難、円滑な応急活動、事業継続等のための備えの充実、災害リスクを考慮したまちづくり・地域づくりの促進を図ります。これにより、想定し得る最大規模の洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減できるよう努めます。

4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

4.2.1 目標設定の背景

江の川の流水は、主に農業用水に利用されているほか、上水道用水、工業用水及び水力発電にも活用されています。また、土師ダムでは、太田川水系に分水を行い広島市をはじめ広範囲にわたり利用されています。

江の川は、全体的に豊かで清らかな水環境を有しており、多様な動植物が生息・生育しています。一方で基準地点尾関山においては、流水の正常な機能の維持に必要とされる流量を満足していない年もあります。江の川の恵みにより支えられてきた健全な暮

4. 河川整備の目標に関する事項

らしの営み、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境を保全するためには、必要な流量を確保することが必要です。

このため、基本理念で掲げた『清らかな水の恵みと暮らしの営みを支える』を実現するため、限りある水資源を有効に活用する必要があります。

また、かつて江の川^{ごうのかわ}で育まれてきた鵜飼^{うかい}いをはじめとする漁労等^{ぎょうらう}の水辺の伝統文化を保全・継承するためにも、流域一体となって流水の適正な管理に資する必要があります。

4.2.2 整備の目標

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、河川整備基本方針に定められた流水の正常な機能を維持するため必要な流量（基準地点^{おぜきやま}尾関山^{おぜきやま}において通年で概ね $16\text{m}^3/\text{s}$ ）の確保に努めることとします。

表 4.2.1 本計画の目標流量

河川	地点	目標流量
江の川	尾関山	概ね $16\text{m}^3/\text{s}$

なお、当該流量は、水利流量が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、増減する場合があります。

4.3 河川環境の整備と保全に関する事項

4.3.1 目標設定の背景

江の川^{ごうのかわ}は、昔から山陽と山陰を結ぶ交通の要路とされ、高瀬船により鉄や米の輸送が盛んに行われたほか、西日本最大とまで言われた特有の優れた漁業文化を育んできました。特に、江の川^{ごうのかわ}上流の三次市^{みよし}では「鵜飼」に代表されるように、古くから江の川^{ごうのかわ}固有の文化が育まれ、現在では県内有数の観光資源となっています。

また、近年では、カヌー等の河川利用も盛んとなっており、河川敷を利用したイベントやレクリエーション活動等、地元自治体から地域発展のための水辺整備、さらに、散策や水遊びなど沿川地域の住民が川とふれあう場、小学校等の環境学習の場として安全で親水性の高い水辺整備が望まれています。

自然環境は、自然裸地、ワンド・たまり、水生植物帯、水害防備林をはじめとする河畔林等の多様な環境を有していますが、一部区間では連続する瀬と淵やワンド・たまりが減少しています。特定外来生物等の確認、オオカナダモ群落の定着やシナダレスズメガヤ群落の増加、オオクチバス等の外来魚の繁殖がみられるとともに、浜原ダム^{はまはら}では河川の連続性に課題が見られます。また、アユの産卵に適した瀬の減少、付着藻類の生育阻害、オオカナダモ群落の繁茂による餌場の減少によりアユ等の生息環境が悪化しています。

このような江の川^{ごうのかわ}の特徴を踏まえた自然環境と治水整備のバランスを考慮し、自然環境の保全・創出を図る必要があります。よって、基本理念に掲げた『豊かで多様な自然環境と歴史・文化の次世代への継承、身近で親しみある水辺を創出し、人と川とのふれ

4. 河川整備の目標に関する事項

あいを深める』を実現するため、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、地域のニーズを踏まえ、地元自治体等と連携しながら地域の個性と活力に資する川づくりを推進していく必要があります。

4.3.2 整備の目標

(1) 自然環境

1) 多様な河川環境

自然裸地、ワンド・たまり、水生植物帯、水害防備林をはじめとする河畔林等は保全・維持を基本とします。今後、改変を行う箇所については良好な河川環境を保全・創出し、治水と環境の両立（劣化防止）を図るとともに、既に劣化傾向にある環境についても一体的な改善に努めます。なお、環境の現状把握にあたっては、普通種を含む多様な動植物の生活史を考慮します。

2) 外来種対策

特定外来生物に指定されているオオキンケイギクやアレチウリ等の外来植物及び灰塚ダムにおける外来アゾラ類^{はいづか}については、維持管理による継続的な防除に努めます。

シナダレスズメガヤ等の外来植物群落については、河川改修や維持管理とあわせた対策により駆除に努めます。

オオカナダモについては、地域との連携、河川改修や維持管理とあわせた対策により駆除に努めるとともに、対策に係る調査・検討によって得られた知見に基づき、オオカナダモが生育しにくい瀬の創出に努めます。

オオクチバスやブルーギル等の外来魚類については、地域と連携を図りながら拡大の防止に努めます。

3) 河川の連続性

河川の連続性については、施設の管理者や関係機関と連携して移動環境の改善を目指します。

4) 生態系ネットワーク

民間事業者を含めた流域の関係者と緊密に連携するなどにより、地域のニーズや生態系の現状について把握し、河川を基軸とした生態系ネットワークの形成に取り組めます。

取組の実施にあたっては、流域の農地や緑地などにおける取組と連携し、流域の自然環境の保全・創出に貢献するほか、まちづくりと連携した地域経済の活性化やにぎわいの創出に貢献するよう努めます。

(2) 景観の保全

変化の富んだ溪谷環境を形成する河川景観、市街地と一体となった落ち着いた景観（三川合流部）及び周辺の里山環境と調和した河川景観の保全を図ります。

また、樹林化及び草地化を抑制し、河川本来の景観である自然裸地の確保及び保全に努めます。

(3) 河川の空間利用

人と河川の豊かなふれあいの場の確保については、流域の歴史・文化・風土に深く根ざしている江の川ごうのかわの現状を踏まえ、自然環境との調和を図りつつ、河川利用の場の整備及び保全を図ります。また、鵜飼やカヌー等の水面を利用した活動、河川敷を利用したイベントやレクリエーション活動等、水辺空間とのふれあいを体験できる施策を関係機関や住民等と連携して推進することにより人と川との関係の再構築に努めます。

(4) 水質の保全

水質については、河川の利用状況、沿川地域等の水利用状況、現況の良好な水環境を考慮し、下水道等の関連事業、関係機関との連携、調整、地域住民との連携を図りながら、現状の良好な水質の保全に努めます。また、江の川ごうのかわ本川上流の土師はじダムについては、富栄養化状態の監視を行いアオコ抑制に努めます。支川馬洗ばせん川上流の灰塚がわダムについては、富栄養化状態の改善及びアオコやカビ臭、黒水等の抑制に努めます。